

保存（改訂）

令和8年5月

保護者の皆様

橋本市立応其小学校
校長 東川 幸代

警報等の発令および地震発生時における児童の登校について

橋本市に「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令されている場合

1) 上記の警報が午前6時の時点で発令されている場合

臨時休業とします。家庭学習をさせていただきます。

(午前6時以降に警報が解除されても臨時休業となります)。

2) 上記の警報が午前8時30分までに発令された場合

臨時休業とします。家庭学習をさせていただきます。

既に登校している児童は、原則、保護者による引き渡し及び帰宅とします。

3) 上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合（登校後）

原則、保護者による引き渡し及び帰宅とします。

今後の天気の見通しを確認し、給食についても児童の安全を優先し判断します。

4) 翌日に上記の警報発令が予想される場合

前日に小・中学校の臨時休業を決定することがあります。

臨時休業の場合は、児童は家庭学習となります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図1：新たな防災気象情報の情報体系とその名称

橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

1) 児童生徒が登校するまでに橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

発生した当日は臨時休業とします。

被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童の登校については、tetoru（テトル）で連絡します。